

こども家庭庁所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用についてのお知らせ

令和8年3月31日

こども家庭庁

こども家庭庁が所管する法令等の規定（他の府省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請、届出、通知等（以下「申請等」という。）における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請等を行おうとする者（以下「申請者等」という。）が、旧姓併記を希望する場合は、旧姓を併記することができます。
- 2 旧姓の併記とは、申請者等の氏名を記載する欄において、戸籍氏に加えて、括弧書き等で旧姓を記載することをいいます。
- 3 上記1の手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示し、又は提出してください。

以上